

社会福祉法人銚子市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人銚子市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第10条の規定による評議員及び定款第25条の規定による理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬並びに非常勤者の費用弁償に関する事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程で、役員並びに非常勤者とは、次の者を言う。

- (1) 理事、監事及び評議員
- (2) 顧問
- (3) 心配ごと相談所相談員
- (4) 社福だより編集委員
- (5) ボランティア活動連絡調整員
- (6) 地域福祉活動計画策定委員
- (7) 配分審査委員
- (8) 内部監査委員
- (9) 評議員選任・解任委員

(報 酬)

第3条 役員等には報酬としてその職務に従事した日数に応じて日額2,000円を支給する。ただし、銚子市の常勤の職員である者が役員等を兼ねている場合には、その者に対しては報酬を支給しない。

2 前条第1号に該当する者で、次の業務に協議会会長または協議会副会長として従事した日数に応じて日額2,000円を支給する。ただし、銚子市の常勤の職員である者が役員等を兼ねている場合には、その者に対しては報酬を支給しない。

- (1) 地区社会福祉協議会主催会議及び事業
- (2) 他団体主催会議及び事業
- (3) 協議会代表の委員として出席する会議及び事業
- (4) 協議会主催の会議及び事業

3 前項において、他（市、団体等）から報酬を受納した場合は、これを支給しない。また、他の市社会福祉協議会役員及び非常勤者も市社会福祉協議会代表として、出席するときは、前号第4号を除き、権衡上の理由からこれを支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が職務のため旅行した時は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表に定める額とし、その支給方法について

は「協議会職員旅費規程」の例による。

(支給方法)

第5条 第3条第1項の場合においては、その職務が発生し、出席したことが確認できたと認められるときに支給する。同条第2項の場合においては、報酬の計算期間・支給日は当月1日から月末までの分について、翌月の10日（支給日が休日に当たる場合はその前日）に支給する。

(規程の改廃)

第6条 この規程を改廃しようとするときは、評議員会の決議を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年8月21日から施行し、平成2年7月1日から適用する。（第4条別表一部改正）

附 則（平成7年9月28日改正・議案第1号）

この規程は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成12年9月27日改正・議案第2号）

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成14年12月24日改正・議案第2号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日改正・議案第2号）

(施行期間)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の社会福祉法人銚子市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成24年2月27日改正・議案第3号）
（施行期間）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成29年3月21日から施行する。

附 則（令和4年3月25日改正・議案第4号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

鉄道運賃、船賃、航空賃及び車賃	日 当 （1日につき）	宿泊料 （1夜につき）	食卓料 （1夜につき）
協議会役員等に支給する額	円 600	円 14,800	円 3,000